

入札公告

次の工事を、契約責任者が指名基準に基づき競争参加者を指名するとともに、公告により指名基準に基づき指名された競争参加者以外の競争参加者を募ることを目的とした、公募併用型指名競争入札に付します。

平成26年1月30日
(契約責任者) 西日本高速道路株式会社 九州支社
沖縄高速道路事務所 所長 高橋 重春

1. 工事概要

- (1) 工事名 沖縄自動車道 沖縄高速道路事務所管内立入防止柵取替工事
(協議合意方式)
- (2) 工事場所 自) 沖縄県那覇市首里崎山町
至) 沖縄県名護市字許田
- (3) 工事内容 本工事は、沖縄自動車道 那覇IC～許田IC間の動物侵入防止対策として、毀損した既設有刺鉄線金網をメッシュ型金網及び菱形金網に更新する等の工事である。
- (4) 工事概算数量 立入防止柵改良工 約1,600m
- (5) 工期 契約締結日の翌日から180日間
- (6) 使用する主要な資機材 立入防止柵 Aタイプ
立入防止柵 Dタイプ
- (7) 担当部署
西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄高速道路事務所 総務課
〒901-2101 沖縄県浦添市西原4-41-1
電話098-876-8950
- (8) 本工事は、以下の方法により落札者を決定する協議合意方式の対象工事である。
① 最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格の以下の場合
最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合などは、他の入札者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者若しくは協議対象者とする。
② 最低の価格をもって入札をした者の入札金額が、契約参考価格を超える場合
最低の価格をもって入札した者を協議対象者とし、協議の上、見積条件等に合理性又は妥当性を有すると判断した場合は、協議対象者を落札者とする。
- (9) 本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
- (10) 上記(9)の単価表は原則として電磁的記録媒体(CD-R)で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出す

るものとする。

- (11) 本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。

総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。

ただし、上記（8）②に示す協議合意方式により落札者を決定した場合は、同方式の協議により合意した単価により総価単価契約を締結する。

2. 公募併用型指名競争入札の実施等に関する事項

(1) 指名通知の日

平成26年1月29日

(2) 指名業者数

30者

(3) 指名基準

① 防護さく工事有資格業者

指名通知の日において、平成25・26年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「防護さく工事」の資格を有していること。

② 不誠実な行為の有無

指名通知の日において、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域5」において、指名停止を受けていないこと。

③ 審査基準日以降における経営状況

指名通知の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている場合は除く。

④ 履行成績

指名通知の日の前年度から起算した過去2年間における上記（3）①に示す工種の工事成績の平均点が2年連続で65点未満でないこと。

⑤ 本工事に対する地理的条件

指名通知の日において、上記1.（2）に示す工事場所と同一県内に本店を有すること。

⑥ 本工事における技術的特性

指名通知の日において、平成10年度以降に元請として完成及び引渡し完了

した下記の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。）

立入防止柵又は防護柵の新設もしくは取替（補修）工事の施工実績を有すること

- ⑦ 審査基準日以降における安全管理の状況
指名通知の日において、支社等の発注工事等について、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められないこと。
- ⑧ 審査基準日以降における労働福祉の状況
賃金不払いに関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当でないこと。
- ⑨ 契約不適格者
指名通知の日において、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

3. 指名を受けていない者（非指名者）の競争参加資格等に関する事項

(1) 非指名者の競争参加資格

非指名者のうち下記の①に該当する場合は、本工事に関する競争参加資格確認申請書及びその他確認資料（以下「申請書等」という。）を提出することができ、契約責任者により競争参加資格があると認められた場合、競争入札に参加することができる。

なお、この場合、上記2.（3）のうち①及び③における「指名通知の日」は「開札の日」と、②及び⑤から⑨における「指名通知の日」は「競争参加資格確認申請書の提出期限の日」と、④における「指名通知の日」は「公告の日」と読み替えるものとする。

- ① 上記2.（3）（指名基準）の①から④及び⑦から⑨のすべてを満たし、かつ、下記（2）の①から⑤の条件を満たす者。

(2) 非指名者の競争参加資格条件

- ① 本工事に、次に掲げる基準を満たす専任の技術者を配置できること。
 - イ 主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ロ 主任技術者又は監理技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
 - ハ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ② 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、平成10年度以降に元請もしくは1次下請けとして完成及び引渡し完了した下記の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20%以上である場合に限り施工実績として認める。）
立入防止柵又は防護柵の新設もしくは取替（補修）工事の施工実績を有す

ること

- ③ 上記②における施工実績が、次に掲げるものでないこと。
- イ 西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの
- ロ 国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないもの
- ④ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札説明書、図面、仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：平成26年1月30日（木）から平成26年2月10日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後4時まで。
- ② 交付場所：上記1.（7）に同じ。
- ③ 交付方法：直接交付する。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成26年1月31日（金）から平成26年2月10日（月）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。
- ② 提出場所：上記1.（7）に同じ。
- ③ 提出方法：持参すること。

5. 指名業者及び非指名者の入札手続等に関する事項

(1) 入札書提出の期限、場所及び方法

- ① 提出期限：平成26年3月4日（火）午前11時00分まで（ただし、郵便による入札については、書留郵便により期限までに上記1.（7）へ必着させること。）
- ② 提出場所：上記1.（7）に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 開札の日時及び場所

- ① 開札日時：平成26年3月5日（水）午後2時00分
- ② 開札場所：上記1.（7）の会議室

6. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 納付ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、本工事においては最低制限価格を設定しており、これを下回る価格で入札が行われた場合には、当該入札者を落札者とししない。
- (4) 入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
- (5) 入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。
- (6) 配置予定技術者の確認
落札者決定後、コリンズ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (7) 手続における交渉の有無 無
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記1.(7)に同じ。
- (11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2.(3)①に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(1)により申請書等を提出することができるが、本工事の競争入札に参加するためには、上記4.(2)の申請書等の提出を行った上で契約責任者により競争参加資格があると認められ、かつ、開札時において上記2.(3)①に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (12) 詳細は入札説明書による。

以 上